

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特別休暇） 第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （1）～（14） 〔略〕 （15）職員が、その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他市長が定める者（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（養育する子が<u>2人以上</u>の場合にあっては、<u>10日</u>）の範囲内の期間	（特別休暇） 第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （1）～（14） 〔略〕 （15）職員が、その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他市長が定める者（以下この号において「子等」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話、<u>養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う養育する子の世話を</u>行うこと又は<u>養育する子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加を</u>することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（養育する子が<u>2人</u>の場合にあっては<u>10日、3人以上の場合にあっては12日</u>）の範囲内の期間

(16) 職員の保護する<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法<u>（昭和33年法律第56号）</u>第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他市長が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間 (17)～(28) [略]	(16) 職員の保護する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他市長が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間 (17)～(28) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。